

名古屋市教育委員会定例会

平成27年8月5日
午前10時00分
教育委員会室

議 事

- 日程1 請願第3号 請願審査について
- 日程2 第15号議案 名古屋市博物館協議会委員の委嘱について
- 日程3 第16号議案 名古屋市科学館協議会委員の委嘱について
- 日程4 第17号議案 教職員人事について

出席者

服 部 はつ代 委員長
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
小 栗 成 男 委 員
野 田 敦 敬 委 員
下 田 一 幸 教育長

教育次長始め、事務局職員26名 ※傍聴者1名

(服部委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

まず、議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第2、第15号議案「名古屋市博物館協議会委員の委嘱について」から日程第4、第17号議案「教職員人事について」までの3件につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第6条の規定に基づき、非公開にて審議としたいと思います。また、会議録につきましても、日程第2から第4にかかる部分については、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(服部委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

議事に入ります前に、みなさまのお手元に「平成 28 年度使用教科用図書一覧表」を配布させていただきました。小学校・中学校・特別支援学校の採択結果でございますので、ご覧いただければと思います。

なお、一部報道をされている種目もありますが、県からの指導もございますので、採択結果等については、8月31日までは公開しないということでご配慮いただければと思います。

ではこれより、日程第 1、請願第 3 号「請願審査について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上、5分以内で陳述を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(服部委員長)

それでは、請願第3号の陳述人の方、前の方へお願いします。

口頭陳述につきましては、会議の運営上、5分以内で行うようお願いいたします。それでは陳述をはじめてください。

【陳述人により口頭陳述が行われた。】

(服部委員長)

ありがとうございました。陳述人は席へお戻りください。

続きまして事務局の説明をお願いします。

(市川主幹)

通級指導教室担当者は、県教育委員会から、同一の障害種で、1教室につき、一人の担当が配置されるため、請願書にあります担任の複数配置等は困難な状況にあります。今後は、通級教室担当者が休みとなった場合に、設置校と在籍校が密に連携をとりながら通級に関わる指導にあたるように考えてまいりたいと思います。

なお、指導者が年度末に突然の長期療養に入ったとはいえ、指導の経過を保護者にお渡しできなかったことは、学校として配慮に欠ける対応であったと認識しております。

す。

(服部委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はありませんか。

(福谷委員)

県教育委員会から同一の障害種で1教室について一人という配置しかないから、複数
は難しいということをご説明をいただいたのですが、請願にある地域グループ制、た
とえばその地域での通級をやっている学校で何らかの連携をとるなどのグループ制の
検討の余地はないのでしょうか。

(市川主幹)

地域グループ制および複数担当の可能性についてでございますが、先ほど申しあげ
ましたように、県から同一の障害種で、1教室につき一人の担当が配置されているとい
うことから、複数配置等は困難な状況にあるということでございます。

(服部委員長)

いま福谷委員が質問されたのは複数配置というよりは、地域のグループで何か融通
ができないかというご趣旨ではないのでしょうか。

(市川主幹)

県と確認をさせていただきましたが、なるべく多くのお子さんを通級指導担当者が
支援をするという趣旨で配置されているものでございますので、グループ制というの
も難しいと聞いております。

(服部委員長)

融通しあうゆとりは今はないような配置になっているということですか。そんな状
況だそうです。

(野田委員)

確認ですけども、請願者の方が37学級、37人とおっしゃっていましたが、数字
はこれでいいですか。

(市川主幹)

37教室で、担当者は37人です。

(野田委員)

1教室に1人ということですね。

(服部委員長)

1教室に1人の担当の先生がいらっしゃるということで理解してよろしいわけですね。

(市川主幹)

はい。

(野田委員)

担当の先生の資格について確認させてください。

(市川主幹)

資格ということでございますが、一般の小学校、中学校の教員ということでございます。

(野田委員)

特に特別支援の免許を持っているわけではないのですか。

(市川主幹)

特別支援学校の免許を持っている者という限定はされておられません。

(早川教職員課長)

通級指導教室で特別支援教育の免許が必要ということには今はなっていないんですけども、教職員課としては情緒とか免許があるんですが、できるだけ免許を持っている者を充てる方向では配置はしているところでございます。

(服部委員長)

特別支援の免許をもっておられる方をなるべく充てるということですね。

(早川教職員課長)

専門性の高い者を少しでも充てるようにしているところでございます。

(服部委員長)

全員では今のところ、できていないということですね。

(早川教職員課長)

はい。

(服部委員長)

他によろしいでしょうか。

(小栗委員)

本日の請願をお聞きしまして、課題はご説明があったとおりにだと思いますが、引継ぎに時間がかかったのは年度末であったということと、それから引継ぎをされたときの授業の時間が面談になったりとかですね、そのところを含めての質問なんですけれども、実際に先生が休職されたときに通級指導教室で仮に先生を申請してから来られるのに時間がかかると思うんですが、どれくらいの時間を通常は見ておいたらよろしいのでしょうか。

(早川教職員課長)

長期療養に職員が入った場合、配当申請をして実際配置されるまで長い場合20日ほどはかかるということがあります。

(小栗委員)

課題を解決していくときに、そんなに頻繁にあるケースではないと思うんですが、長期療養に入られるまでの判断の日にち、それから申請されてから20日ぐらいかかるという、この間非常にお子さんが不都合になってしまうと思いますので、この期間を短くできるような努力をひとつ考えていかれるといいのかなと。

それから先生の複数配置はできないというふうに限られていると思うんですが、そういったケースを常に想定をしておきながら不測の事態に対応できるように、上手く配置ができるということと同時に、そうなった場合の期間をできるだけ短縮してお子さんに迷惑がかからないようにという方向でお考えいただけるといいなと思います。

それから新しい先生が来たときに、初めて会って面談から始めていかななくてはいけないので、事前の情報、いままでどういう先生との繋がりがあったのかをきちっと第三者が新しい方に伝えていただいて、すんなりスムーズにいけるようになっていくと、お子さんにとっていいのではないかという気がいたします。

(服部委員長)

お子さんの学習の継続性が上手くいくような職員配置の工夫などしていただけるといいですね。

そのようなご意見に対して、よろしいですか。

(早川教職委員課長)

今ご意見をいただきましたけれども、長期療養の配分申請が出てから配置につくまで期間がありますし、それは一般の教員、通級指導教室以外でも同じ状況でございますので、十分校内でフォロー体制をとるように考えていきたいと思っております。

(市川主幹)

校内での指導の情報共有につきましては、個別の指導計画等を活用して、在籍校と設置校で十分に連携しながらやっていけることと思います。

(野田委員)

先ほどの私の質問に関連するんですけれども、特別支援の免許は必要がないんだけど、そういう方を充てる努力をされているということでしたけれども、愛知県は他県に比べて特別支援の免許を持っている教員の割合は少ないんですね。

県のほうでも関係機関に免許を取ってもらえるような促しをしているということなんですけれども、そういう意味で探して配置するということはご苦労かと思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

(早川教職員課長)

人事異動で異動するものの数もありますので、そういう中で特別支援の担当ということでやってきている経験のある人もいますし、そういう中に特別支援の免許を持っている人もおりますので、専門性を考えながら配置しておるところでございます。

(金田学校教育部長)

発達障害への指導につきましては、通級学級に限らず通常の学級で基本学んでいるということから、どの教員も発達障害に対する理解、それからその子どもたちへの指導について十分な研修と適切な対応が必要だと考えておりました、教育委員会として重要な課題だと思っております。

請願の方がおっしゃられたように、子どもの支援を継続していくという視点が大切だと思っておりますので、それを十分踏まえて、できることから進めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

(梶田委員)

担当は増やせない、在籍校と設置校との連携を密にしていきますという、結局そこに答えがあると思うんですが、では今回成績表が出なかったということは、在籍校ではちゃんと適宜把握していたのかどうかということと、それでこういう事態が起こっ

たということなので、さらに密にという連携のあり方の具体策というのはあるのでしょうか。

(市川主幹)

在籍校が把握していたのかとの点ですが、把握をしておりました。設置校からは毎回の記録を出していたので、それで保護者の方への連絡に代えさせていただいて、残りの3回は終了させていただいたという連絡をさせていただいたと聞いております。

設置校と在籍校との連絡を密にということでございますが、さきほど申し上げました個別の指導計画とか個別の教育支援計画とか通級に関する色々な計画を、設置校・在籍校で情報のやりとりを密にしながら今後進めさせていただければと思います。

(服部委員長)

ぜひお願いしたいと思います。

(金田学校教育部長)

今回、指導の経過が年度末の突然の休職によって保護者の方にお渡ししていなかったということは、在籍校も通級指導校にとっても大変な配慮不足であったとあらためて感じております。

繰り返しこういうことが起きませんように、各学校に対して通級指導教室の子ども達に対する指導の経過といったものの保護者への伝達の方法について、各校長に伝えてまいりたいと思っております。

(福谷委員)

意見になるかもしれないんですけど、なかなか複数担任制は難しいし地域グループ制というのも専門の先生をより必要とされている子により多く接してもらうためには難しいというご説明だったんですけど、先ほどご説明をお聞きして通級指導の担任先生方が非常に孤独ななかでがんばってらっしゃるということが通級されているお子さんの保護者の方にも伝わっているんだということもよく分かりましたので、校内とか地域の中にそういう方を配置することは難しいことは分かりましたが、スーパーバイズ的な方をですね、教育委員会のどこかに置くなりして、なにかあった時や休職になる前に相談できるような体制が整えられるのであれば、今回のような形にはならない、未然に防ぐことができるのかなと今お話を聞いて感じましたので、ご説明のようということとは難しいのかもしれませんが、そういう形で今後も対応、ご配慮いただければと思います。

(市川主幹)

ありがとうございました。通級指導担当者につきましては、年に数回、通級指導担当者会を行っております。その折に指導室の担当指導主事が招かれて話し合いをしております。ただ今回は請願にありましたように、そこまでの悩みというのは話し合われていなかったという点で至らなかったところかと思えます。

通級指導のスーパーバイズにつきましては、専門家チームがありましてその専門家チームの専門家を招くことができるということを、改めて周知をさせていただきたいと思っております。

(服部委員長)

質問ですが、専門家チームというのは適宜必要なときにお招きできるんですか。

(市川主幹)

専門家との時間調整を特別支援教育コーディネーターがさせていただいて、行く事ができるときに行くというものでございます。

(服部委員長)

色々ご意見をいただきましたが、請願第3号についてお諮りしたいと思います。

当請願の取扱いにつきましては、事務局に対しまして子どもの教育に支障が出ないよう配慮することを要望いたしまして、「ご意見として承る」ということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

日程第2から第4までは非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午前11時10分終了